「子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で 支援するための基本的な考え方」に対する ご意見記入用紙

氏 名			
住 所			
性 別	男・女	年 齢	歳代
※該当する項目に○をご記入ください			
1. ねらい	2. 子どもとは	3. 子どもにとって大切な権利	
4. 子どもの権利を保障する責務と市の推進体制			
5. 子どもに関する基本的な市の取組 6.		6. 全般的	りな意見
【意見の内容】			

募集期間 平成19年11月29日(木)~平成19年12月28日(金)必着

出先 お問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局子ども未来部子ども未来課(市役所本庁舎2階) 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1

電話:(052)972-3081 FAX:(052)972-4437

電子メール:a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

子どもの権利を保障し、 子どもを社会全体で支援するための 基本的な考え方について



名古屋市は、子ども条例(仮称)の制定を、平成17年3月に策定しました「なごや 子ど も・子育てわくわくプラン(名古屋市次世代育成行動計画)」の推進体制の整備のひとつとして 掲げております。

平成19年度中の子ども条例(仮称)制定をめざし、平成18年8月に名古屋市子ども条 例(仮称)検討会を設置しました。これまでに市民シンポジウムなどの集会やアンケート調 査などを実施し、市民の皆様から貴重なご意見を多数いただきながら、検討が進められ、 このたび、検討会から「なごや子ども条例の基本的な考え方についてー提言ー」をいただ きました。

この提言をふまえて、「子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援するための基 本的な考え方」をまとめましたので、皆様のご意見を募集いたします。

なお、皆様からお寄せいただいたご意見の内容につきましては、本市の考え方とあわせ て、公表する予定です。

お問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局子ども未来部子ども未来課(市役所本庁舎2階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1 電 話:(052)972-3081 FAX:(052)972-4437 電子メール:a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

名古屋市